

## 無人ヘリコプターによる松くい虫防除の実施に関する運用基準案

### 第1 趣旨

無人ヘリコプターによる松くい虫防除（以下「無人ヘリ防除」という。）については、「農林水産航空事業の実施について」（平成13年10月25日付け13生産第4543号 農林水産事務次官依命通知）、無人ヘリコプター利用技術指導指針及び「住宅地等における農薬使用について」（平成15年9月16日付け15消安第1714号 消費・安全局長通知）によるほか、この運用基準によるものとする。

### 第2 無人ヘリ防除計画の策定

無人ヘリ防除の事業計画の策定に当たっては、事業の実施規模や防除対象松林の立地条件等地域の実情に応じて、「森林病虫害等防除に係る連絡協議会等の設置要領例について」（平成9年4月7日付け9林野造第107号 林野庁長官通知）に基づいて設置された、関係行政機関、森林組合、利害関係者等を構成員とする連絡協議会等（以下「連絡協議会等」という。）の開催等により広範な地元関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。

### 第3 無人ヘリ防除の実施体制の整備等

無人ヘリ防除の実施に当たっては、事業の実施規模や防除対象松林の立地条件等地域の実情に応じて、次に掲げるとおり連絡協議会等の開催、地域住民等への周知徹底、実施体制の整備、関係機関への連絡等に努めるものとする。

#### 1 連絡協議会等の開催

連絡協議会又は地区連絡協議会の開催に当たっては、無人ヘリ防除の事業計画の概要（対象区域を明記した図面を含む。）、松林の範囲等について連絡協議し、地域住民等関係者の意向が反映されるよう努めるものとする。また、無人ヘリ防除の必要性、薬剤の安全性、被害防止措置、無人ヘリ防除の環境への影響等について説明し、地域住民等関係者の無人ヘリ防除に対する理解が深まるよう努めるものとする。

#### 2 地域住民等への周知徹底

地域住民等関係者に対しては、地区説明会等の開催、パンフレットの配布、宣伝カー等により無人ヘリ防除を実施する松林の区域、実施する日時、使用薬剤、散布方法、実施時の注意事項、被害防止措置の実施内容、無人ヘリ防除の実施に関する問合わせ先について周知徹底を図るものとする。

また、関係者への周知に当たっては、事業の担当者のみならず地域住民等を含めた多くの関係者の共通の理解が得られるよう、事業実施に関するマニュアルの作成やチェックリストの整備等により円滑かつ適正な事業実施に努めるものとする。

なお、無人ヘリ防除の実施に関する問合せ等により把握された地域住民等の意見又は別添様式を参考として受理された住民等の健康への影響に関する情報等については、これを整理し、連絡協議会等で公表し、今後の無人ヘリ防除の円滑な実施に反映させるものとする。

### 3 無人ヘリ防除の実施体制の整備

無人ヘリ防除の適正円滑な実施を図るため、必要に応じて、別表を参考とする無人ヘリ防除の実施本部及び現地の実行班を編成する。

### 4 関係機関への連絡等

最寄りの保健所、病院等に対しては、あらかじめ無人ヘリ防除の実施日時、使用薬剤の種類等を連絡し、万一に備えた医療救急体制の整備を依頼するとともに、林業試験場、農業試験場、水産試験場等の試験研究機関、家畜保健衛生所等に対しても事前に連絡し、協力を依頼するものとする。

また、無人ヘリ防除の実施が終了した場合にもこれら関係機関に速やかに連絡するものとする。

## 第4 被害発生時の対応等

無人ヘリ防除により、農業、漁業その他の事業に被害が発生し、又は周囲の自然環境及び生活環境に悪影響が生じた場合には、直ちに当該地区の無人ヘリ防除を中止し、その原因の究明に努めるとともに、適切な事後措置を講ずるものとする。

## 第5 散布技術上の留意事項

### 1 散布及び散布飛行の方法

無人ヘリ防除の実施に当たっては、無人ヘリコプター利用技術指導指針第〇第〇項から第〇項に定める散布及び散布飛行の方法等を遵守して適正に行うよう努めるものとする。

また、松林周縁部においては、定められた範囲内で飛行高度を下げる等により、周辺地域への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

### 2 操作要員及び機種等

無人ヘリコプターの操作要員の技術及び機種等の性能等は、無人ヘリコプター利用技術指導指針第〇第〇項に基づき適正に取り扱うものとするが、特に、操作要員が高所飛行技術を要することに留意するものとする。

### 3 気象条件についての留意事項

#### (1) 風速

地上 1.5メートルの位置における風速が3メートル/秒を超えるときは散布を行わないものとする。また、この風速の範囲内にあっても、風向き等に十分注意し、散布区域外への薬剤の飛散防止に努めるものとする。

#### (2) 気流

気流が乱れている場合は、散布区域外への飛散、飛行の危険等が予想されるので散布は行わないものとする。

#### (3) 降雨及び霧

降雨中、降雨直後及び散布後間もなく雨が予想されるときは散布薬剤が松枝に定着しにくく、また、霧のときは散布区域の誤認等による危被害発生のおそれがあるので散布は行わないものとする。

#### (4) 風速・風向を測定する場合には、測定器具の精度に留意するとともに、散布時間

中の継続的な測定と計測データの保存に努めるものとする。

## 第6 その他実施上の留意事項

### 1 農薬取締法等の遵守

無人ヘリ防除の実施に当たっては、使用薬剤の農薬登録における使用方法及び使用上の注意事項、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第12条第1項の基準等を遵守し、立地条件、気象条件等を十分勘案の上、安全かつ適正な実施に努めるものとする。

### 2 薬剤等の管理

無人ヘリ防除に使用する薬剤については、農薬登録の際の貯蔵上の注意事項を遵守し、安全に管理するものとする。薬剤使用後の空容器等については、放置せず、適切な処理により廃棄するものとする。

### 3 安全教育の徹底等

無人ヘリ防除に従事する作業員等に対し、農薬の取扱いについての注意事項、作業時の服装、健康状態等について事前に十分安全教育を実施し、事故の未然防止に万全を期するものとする。

(別添様式)

松くい虫防除に伴う健康影響等に関する届出受理票

(別表)

無人ヘリ防除の実施体制の編成及び業務分担表

区 分	班 名	分掌業務	業 務 の 内 容
実施本部	本 部 長	事業の総括に関すること。	事業の計画、実施方法、作業開始、中止、終了等の総括責任
	( 次 長 )	〃	①本部長を補佐する②報道関係③本部員への指示
	部 員	〃	①次長の指示に従う②作業現場との連絡、調整③情報処理④その他各班に属さないこと（計画、器具管理、配車、事業運行、宿泊、生活指導）
現 地	現 地 班	現地作業の総括に関すること。	①本部の指示に従い、現地作業の円滑化を図る②現地の進行状況を十分に把握し、適切に本部に連絡する③現地班、気象班、医療班、交通整理班、地元対策班との連絡、指導④記録に関すること（無人ヘリコプター運行記録、作業記録、事故など）
	薬 剤 班	散布薬剤に関すること。	①薬剤、水の調達、調合、積込みの適正化②薬剤取扱いの指導③作業員の指導④使用残の薬剤等の適切な処理⑤用具の準備、整理⑥使用薬剤記録の整理

区 分	班 名	分掌業務	業 務 の 内 容
	無 人 ヘ リ 誘 導 連 絡 班	無人ヘリコプターの誘導、連絡に関する こと。	①無人ヘリコプター運行の適正化②離着陸誘導③オペレーターへの連絡④燃料の調達管理⑤航空目標旗（吹き流し）の設置及び撤去
	調 査 班	散布標識、落下板等に関する こと。	①散布標識（散布区域、危険及び禁散布）の設置及び撤去②薬剤散布落下板等の設置及び回収
	気 象 班	気象に関する こと。	①気象観測を行い、特に風向、風速に注意する②気象情報を現地班へ適切に連絡する③観測記録を整備する
	医 療 班	医療に関する こと。	①作業員、職員等の医療に備え、簡単な応急手当を行う②病人、けが人等が発生した場合は、直ちに現地班へ連絡する
	交 通 整 理 班	交通整理に関する こと。	①現地における作業の円滑化を図るため交通整理を行う②通行者（徒歩、自転車、自動車等）への協力依頼、適切な指示、安全誘導③関係官庁（警察署、道路管理者等）との連絡調整④標示看板等の設置及び撤回作業
	地 元 対 策 班	地元対策に関する こと。	①地元住民への協力依頼及び適切な指示②通学生等の安全誘導対策③病院、学校、売店等への連絡指導に充分注意する④トラブル等が発生した場合は、直ちに現地班へ連絡し、指示をうける